

## 議案第6号

### 新座市立学校適正配置等審議会条例

#### (設置)

第1条 新座市教育委員会（次条第2項及び第3条において「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市が設置する学校の適正配置等に関し必要な事項を調査審議するため、新座市立学校適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市立学校長の代表者
- (4) 市民

#### (任期)

第3条 委員の任期は、第1条に規定する教育委員会の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

新座市立学校適正配置等審議会を設置したいので、この案を提出するものである。